



## 令和8年度保育所・認定こども園入所受付について




### 1. 入所受付の日程について

- ・入所希望月の前月15日まで
- ・決定は、保護者へ「入所承諾書」または「利用調整結果通知」を送付します。

### 2. 提出先について

- ・第1希望が認定こども園の場合・・・第1希望の施設
- ・第1希望が保育所の場合・・・第1希望の施設、市役所、電子申請

●第1希望の施設へ提出	施設へ直接お問い合わせください。
●市役所へ提出	柳川庁舎子育て支援課
●電子申請	マイナポータルにて入力と提出が可能 下記QRコードより申請できます。 

電子申請は、市が受領した日が受付日です。(申請から2～3日かかる場合あり)

### 3. 入所申請書等記入上の注意

- ・申請書及び添付書類の記入は、ボールペンで記入またはパソコン等での入力してください。※鉛筆・消せるボールペンでの記入、修正液等の使用がある書類は受付不可。
- ・書類はすべて揃えて提出してください。揃っていないと受け付けできません。

#### 4. 入所申請書等について

- ① 教育・保育給付認定申請兼利用申込兼児童台帳
- ② 子どものための教育・保育給付の支給に係る個人番号台帳（初年度のみ）
- ③ 重要事項チェックシート ※児童1名につき1枚
- ④ 保育の必要性を証明する書類（添付書類）※父母それぞれに必要
- ⑤ その他家庭の状況に応じて必要な書類

#### ③重要事項チェックシートについて

入所とその後の手続きの中で、とても重要なことを記載したものです。  
在園児の保護者の方も必ず内容を確認し、提出してください。

#### ④保育の必要性を証明する書類（添付書類）について

保育が必要な理由	添付書類	注意事項
就労	就労証明書	勤務先に記入してもらってください。自営業・家族従事者の場合は事業主が記入してください。 （注意）自営業の方で、その事業分の税情報か確認できない場合、就労証明書の備考欄に申告予定や申告できない理由を記入してください。開業初年度のみ開業届でも可とします。 記入がない場合や、申告できない理由に正当性がない場合は優先度が低くなります。（★10点）
疾病・障がい 介護・看護	申立書	【診断書】【障害者手帳の写し】【介護認定証の写し】の添付が必要です。 添付できない場合、【医療機関の領収書や明細書等】でも可としますが、優先度が低くなります。（★10点）
妊娠出産	母子手帳の写し	産前8週間～出産後1歳になる月の月末まで。
就学	在学証明書	学生証は不可。
育児休業	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下の子が1歳を迎えた後も育児休業を取得する場合</li> <li>・両親で育児休業を取得する場合（父の書類として）</li> </ul>
求職中	誓約書	有効期間は最大3か月間。（★10点）

#### ⑤その他家庭の状況に応じて必要な書類について

預かり書	弟や妹が保育所等に入所せず、保護者が就労する場合 日中に保護者以外の方が弟や妹を預かっていることを届け出てください。
障害者手帳の写し	障がい者の方が同居している場合 ※保育料減免の際に必要となりますが、適用には所得制限があります。
転入誓約書	転入手続きより前に、保育所・認定こども園の入所申請を提出する場合

## 5. 保育料について

保育料は、4月～8月は令和7年度、9月～3月は令和8年度の父母の市民税課税状況と、入所児童の年齢や保育の必要量で決定します。

利用する施設	支払い先	支払い方法
保育所	柳川市	納付書または口座振替
認定こども園	各施設	各施設へ確認してください

●納付書（金融機関・コンビニ・指定のスマートフォンアプリにて納付）

納付書は4月（4～8月分）と9月（9～3月分）に郵送します。

●口座振替

- ・振替日は月末（12月は25日） ※金融機関休業日の場合は翌営業日
- ・振替の手続きは、金融機関及び市役所子育て支援課の窓口または下記QRコードより電子申請ができます。



問合せ先：柳川市 子育て支援課 子育て支援係 TEL0944-77-8523